

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和4年2月25日（金）午後2時30分

### 第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

上西芳樹委員、加来典子委員、桑原和美委員、島田三郎委員、千賀卓郎委員、西本千恵委員、槇野博通委員、安田一也委員、山下晴海委員、脇由紀委員

#### 2 オブザーバー

富永正雄事務局長、山口賢二首席家裁調査官、星島美喜首席書記官、近藤隆夫次席家裁調査官、佐藤智彦事務局次長、藤村裕三次席書記官、高月昇訟廷管理官、植杉永美子主任家裁調査官、和気啓之主任書記官

#### 3 事務担当者

上野宣子総務課長、森宗尚史総務課課長補佐

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 岡山家庭裁判所長挨拶

#### 3 再任委員の紹介

#### 4 報告

総務課長から、前回の家裁委員会において「成年後見制度の利用促進について」をテーマに行った意見交換の結果を踏まえて、引き続き利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善等に取り組んでいくことが報告された。

#### 5 意見交換等

「少年の再非行の防止に向けた教育的な働き掛けについて」をテーマに、別紙のとおり

りの意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

令和4年7月4日（月）午後2時30分

(2) 意見交換事項（テーマ）

裁判所における働き方改革について

7 閉会

## 岡山家庭裁判所委員会

◎委員長、○委員（委員長を除く。（ ）は、家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。）、△オブザーバー

### ◎委員長

少年事件の概要と岡山家裁の教育的措置について御説明させていただきましたが、もっと説明してほしいところや、ここは分からなかったという点がありますか。

### ○A（2）委員

御説明いただいた教育的措置について、公園の植栽活動、福祉施設での社会奉仕活動、それから万引き被害を考える会への参加は、送致された少年のうちどれぐらいの人数又は件数が教育的措置を受けているのか、数値が分かれば教えてください。

### △オブザーバー

まず、万引き被害を考える会は、基本的に、年4回行うこととしており、大体1回に二、三組ぐらいの少年と保護者が参加しています。

それ以外の公園の植栽活動や福祉施設での社会奉仕活動ですが、これらはそのニーズのある少年たちに行わせるというもので、年間の回数を決めて行っているというものではありませんが、実務での感覚としては、公園の植栽活動については、私を知る限りでは年間五、六組の少年と保護者が参加しているという印象です。福祉施設での社会奉仕活動については、4人ぐらい行っています。

### ○A（2）委員

万引き被害を考える会の内容は非常に良いものではないかと思いましたが、開催回数が年4回で二、三組ずつとすると1年間に十組程度ということです。先ほど年

間の万引きの件数は約150件とお聞きしましたが、これを母数として、1年間に十組程度開催されている理由があれば教えてください。

△オブザーバー

先ほど御紹介した数値は、岡山県内で警察が検挙した少年事件の概数であり、家裁に送致されてきた件数とは一致しません。実際に万引き事件として送致された事件はもっと少ないです。送致された事件の中で、年4回行っている講習に参加してもらうには、まずタイミングが合う事件ということと、講習という形で行いますので、集団での講習に参加することに問題がない少年ということを基準に選んでいます。そうすると、1年間に十組程度の件数となります。

△オブザーバー

少し補足させていただきます。いわゆる万引きとして送致された全ての少年について講習を受けさせているわけではないのが実情です。やはり個別に教育的措置を行わなければ効果が上がらない少年もいますから、集団の講習になじむ者、個別の措置になじむ者という観点から振り分けています。

◎委員長

ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

○B（3）委員

集団での講習になじまない少年について、個別の指導に振り分けるとのことですが、その場合はどのような教育的指導をされるのか教えてください。

△オブザーバー

基本的には、講習で行う内容をパワーポイントなどを使って行う場合が多いです。

集団の中に入るのが難しい特性、例えば、じっとしてられない、落ち着きがないといった少年に対する個別的な働き掛けとなりますので、少年たちの様子を見ながら分かりやすい説明を行うように心掛けています。

#### ◎委員長

ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

#### ○C（1）委員

幾つかお聞きしたいのですが、まず、万引きをされる側のお店への被害の回復について、100パーセント回復されているというわけではないと思いますが実態としてはどうなっているのかということ、次に、再犯率と言いますか、犯罪を繰り返して行ったり、再び繰り返したりするものはどれぐらいの割合なのかということ、最後に、社会奉仕活動をさせることで非行について考えさせるという説明がありましたが、この効果は実際にどのくらいあるのか、この3点について教えてください。

#### △オブザーバー

まず、被害の回復についてですが、万引き被害を考える会を行う前に、担当調査官が、各少年と保護者に対し、必ず個別に調査面接を行っています。その際に、被害の回復、被害者の方への謝罪や弁償について必ず確認しています。実務上の印象ですが、万引きに関しては、比較的被害は回復されている場合が多いように思います。被害品の金額などが比較的安いケースが多いので、ほとんどの場合、お店から被害品の買い取りをする形で終わることが多いように思います。万引き以外の窃盗事件の場合は、金額が高いものも多いので被害の回復がされていない例もかなりありますが、それと比較すると、万引きは比較的被害が回復されている例が多いという印象です。

次に、万引きの再犯率についてですが、家庭裁判所では、再犯率の統計はとって

おりません。その理由としては、各裁判所において、再犯率を調べる例などはあるのですが、再犯の定義が難しい面があり、例えば、何年のスパンで再犯を調べるのか、どういう事件があったときに再犯とするのかというところを決めにくいこともあり、万引きについての再犯率としては、現時点では把握することができておらず、今後の課題であるというのが実際のところです。

この点、犯罪白書などに示されている一般的な再犯率について御紹介させていただくと、少年の刑法犯の検挙人員中の再非行少年の人員、検挙された少年たちの中で前歴がある者、再犯である者が何パーセントかという数値は、令和2年は34.7パーセントで、3人に1人ぐらいの少年が2回目以上の非行だったこととなります。

それから、窃盗事件についての再犯に限って御説明すると、少し古いデータになりますが、平成22年の窃盗事件の再犯率が30.8パーセントで、このときの一般刑法犯の少年の再犯率が31.5パーセントですので、刑法犯全体の再犯者率と非常に近い数値という結果となっています。傷害・暴行、恐喝、強盗事件については、もっと再犯率が上がっていくという結果となっています。

#### ○D（1）委員

基本的なことをお聞きしますが、まず、審判不開始又は不処分の決定を行うために教育的措置をすることなのか、処分が決まった後の生活等のために教育的措置をすることなのか、その位置付けを教えてください。次に、教育的措置を保護者と本人に対して行うとのことですが、先ほどの説明の中で、共犯又はグループで非行をしている方が多いとお聞きしたので、例えば、友達に流されているとか周囲への影響といった部分への教育が、教育的措置に組み込まれているのかどうか、その2つを聞かせてください。

### △オブザーバー

まず、審判不開始及び不処分と教育的措置の関係についてですが、処分を決める前に教育的措置を行っています。教育的措置、例えば、万引き被害を考える会などに出席しているときの態度ですとか、感想文においてどれだけ問題を認識できているかといったことも裁判官に報告します。裁判官も感想文に目を通すなどして、審判不開始が相当なのか、不処分が相当なのかということを最終的に判断する際の材料にしています。

次に、少年が事件を起こした要因が、例えば、友達に流されるといったものだった場合にどのような教育的な働き掛けを行っているのかという御質問についてですが、万引き被害を考える会においては、お店の被害はどのようなものかという一般的な講義をしていますが、必ず担当の家裁調査官が、個々の少年と保護者に面接を行い、その中で、当該少年がどのような要因で万引き等を行ったのかということをつまららかにし、それに即した教育的措置を個別に行っています。その際には、いろいろな方法やツールを利用していますが、例えば、非行サイクル図のようなものを少年と一緒に作って、なぜ非行をしたのか、何がいけなかったのか、自分の性格の流されやすさだったり、友達にこういうことを言われたことがきっかけになったりというメカニズムをつまららかにして、少年にも理解してもらって内省を深めさせる、認識を深めさせるという働き掛けを行う方法もあります。

### ◎委員長

不処分と審判不開始と教育的措置の関係について御質問がありましたので、裁判官からも説明していただけますか。

### ○E（4）委員

それでは、審判不開始の場合と不処分の場合の違いについて、簡単に御説明します。

審判不開始というのは、警察、検察から送られた書類と、調査官による調査の結果に基づいて、書類だけで審査をし、少年審判を開くことなく、家庭裁判所としては処分をしないということを最終的に決定するものです。

一方で、審判を開いて裁判官が少年と直接話をして、内省が深まっているかどうかを確認する必要があると判断する事案もあります。その場合は、少年審判を開始する決定をします。少年に裁判所の審判廷に来てもらって、裁判官から少年本人又は保護者に対して、なぜ万引きをしてしまったのか、今後しないためにはどうしたらよいかという点を中心に質問をして、きちんと問題点を理解して、今の時点では今後再犯の恐れはないだろうと判断できる場合には、審判を開いた上で特に処分はしないという判断をする場合もあります。これが不処分です。

#### ◎委員長

それでは、本日御意見をいただきたいことの1つ目である「教育的措置をより充実したものにするための工夫」として、現在行っている教育的措置に加えてこういうことは考えられないか、今行っている教育的措置の中で、こういうことをやっていけばよいのではないかという御意見があればいただきたいと思います。

#### ○F（1）委員

教育的な措置をより充実したものにしたいということは、現時点で考えられる精一杯のことはしているけれども、更に意見がほしいということだと思うのですが、逆に、教育的措置をされていて、充実していないと感じられているということがあるのかどうか知りたいです。具体的に、更にこのようなものがありますというほどの知識を持っているわけではありませんので、お聞きしていると、万引き被害を考える会にしても、教育的措置についても、一所懸命いろいろと考えて様々な個別のケースに対応するなど一般的に考えられる範囲のことをされていると思います。そうやっていながら何か十分でないと思われていることは、どういう点なのかをお聞

きしたいです。教育的措置がうまくいったりいかなかったりする要因は、一律にこういう方向だからということではなく、その人に合わなかったということでしょうか。そうだとすると、多様なケースがあるので、ほかの方法などを知っている方がいないかという御質問でしょうか。

#### △オブザーバー

実際に万引き被害を考える会をしていると、先ほど御紹介させていただいた感想文を書いた少年や保護者の方には、ぴたっと心に触れる部分があって、お店への被害やそれまで気が付いていなかった被害者の方について目を向ける機会になったという感想もありますが、一方で、もっと生の声が聞きたいといった意見や、もっとはっきりと伝えてもらいたいという感想もありますので、家裁委員会委員の方から、万引き被害を考える会の内容を御覧いただいて率直にどのような印象を受けられたのか、この辺りはもっとはっきり説明してもよいのではないかとといったアドバイスなどをいただけたらありがたいと考えております。

#### ○F（1）委員

紹介していただいた感想文の例などは、とてもよい模範的な回答に近いという感じがするのですが、そういったものを期待されているということでしょうか。お子さんにしても保護者の方にしても、表現の仕方には得手不得手があり、実際にどれぐらい内省が深まったかということは、なかなか文字では分からないところがあると思います。どのような形で表現してくれれば、一所懸命されている方が納得というか、自分たちがやっていることに対しての価値といったものが得られるのかは分かりにくいですが、例えば、感想文以外の表現の方法というのはあるのでしょうか。

#### △オブザーバー

感想文以外の表現の方法は、現在の万引き被害を考える会の中では行っていませ

んが、例えば、万引き被害を考える会に参加した後の審判の場で、裁判官から、万引き被害を考える会でどのようなことが印象に残りましたかとか、被害者について今思っていることは何ですか、と問い掛けられたときに、万引き被害を考える会での講師の話などをしてくれる少年もいるのですが、中にはよく覚えていない、きちんと答えることができないというケースもありますので、そういう少年たちにとっては恐らく少しインパクトが足りなかったり、伝わりづらい部分があったりしたのだろうと感じています。

#### ◎委員長

少年たちが文章でうまく書いていても、本当にどこまで浸透しているのかというのは、私たちにとって判断が難しいところだと思います。結局、再非行ということになってしまうこともあるかもしれないですが、少しでも少年の心に何かくさびを打つことができるとよいと思い、皆さんに何かよい方法がないか御質問させていただいているのですが、いかがでしょうか。ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

#### ○G（1）委員

小売業ですと、万引きとは切っても切れないという面はあり、金銭的な目的から出来心で万引きをする場合から、転売を目的としたかなり悪質なものまであります。中には、悪いこととは十分分かっているけども、なかなかやめられないという場合もあります。数年前に有名なスポーツ選手が万引きをやめられないということをテレビで発言されていましたが、道徳的な観点からは分かっているけれども、病的な観点からやめることができないという方もいることを踏まえると、場合によっては、教育的な措置の中に、カウンセリング的なものが必要なのではないかと、もしかしたら病的な部分も背景にあるのではないかとということも考慮して対応されているのかどうかをお聞きしたいと思いました。

#### △オブザーバー

確かに万引きにはいろいろな少年たちが関わっており、出来心で行ってしまった少年や、グループでお金を稼ぐために万引きをしたという悪質な少年もいれば、病的な少年もいます。病的な少年については、私自身の経験で言いますと、いわゆるクレプトマニア、窃盗症と言われる診断を受けて治療も受けている少年を担当したこともありますし、過食症という精神上の診断を受けて、食べる物を盗んでしまうのがやめられないという少年を目にしたこともあります。

はっきりした診断までは受けていないし、自分で気付いてもないけれども、そういう傾向があるかもしれないという少年がいる場合は、家裁調査官が行う調査活動はカウンセリングではないので難しいところではありますが、裁判所には看護師や医師もおりますので、病的な部分についてアドバイスを求めたり関与してもらったりすることもできますので、重要な観点だと思います。こういう観点も講習に生かしていければよいとは思いますが、必ずしもそういう少年が講習に参加するとも限らないので、個別に考えていかなければいけないと思います。

#### ○G（1）委員

様々な要因を考えつつ、いろいろなカリキュラムを作っておられることが分かって、そういう点は良かったと思いました。ありがとうございます。

#### △オブザーバー

先ほど御発言いただきましたように、私どもも窃盗等をはじめとする非行を理解するためには、多角的な視点から考えることが重要だと考えています。特に、生物学的な視点、心理学的な視点、社会学的な視点、少なくともこれらの3つの視点は重要だと思っており、生物学的な資質の観点の問題になるケースもあります。そういったケースの場合は、先ほど担当者からも紹介しましたように裁判所の機関とし

ての看護師や精神科医からいろいろな情報や意見をいただいたり、個別に対象少年と関わったりします。

先ほど、少し御紹介しましたけれども、試験観察と言って、最終的な処分は決まらずに大体三、四か月様子を見るという制度があります。その中で、調査官が大体月に2回ぐらい定期的に会う面接を重ねる働き掛けを続ける制度があります。必ずしもカウンセリングを目的とするものではありませんが、継続的な面接という形で調査官が関わる中で、カウンセリング的な効果が発揮される場面もあります。

資質の問題、病的な問題が大きく本格的な手当が必要という場合は、審判において裁判官の決定により保護観察、必要があれば少年院といった本格的な処遇の中で治療教育を施していくという選択ができる場合もあります。

#### ◎委員長

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

#### ○H（2）委員

成人の方でも万引きはかなり常習化していると感じることが多くあり、遡ってみると、少年の頃から万引きを繰り返してしまっていて、最終的には、先ほどお話に出たようにクレプトマニアという診断を受けないといけないほど、本人が涙ながらにやめたいとは思っているけれどもやめられないという状態にまで陥ってしまっているのは、比較的成人になってからのケースの方が多いうように思っています。将来常習化することにつながりかねない、もうどんなに本人の意思でやめたいと思ってもやめられないという症状につながるケースがかなりあるのではないかと感じていますので、少年の段階、入り口というタイミングで、御本人の将来を大きく左右する重大なことだということを、教育的な措置の中である程度伝えることも1つ考えられると思っております。

それから、常習化という意味でいうと、あまり程度をつけるというのは難しいか

もしれませんが、やや常習化してきているという段階になると、先ほど発言があったように、カウンセリングに近い治療という側面も重要になってくると思います。そういった点もある程度視野に入れながら、少年の段階で教育的措置を行っていた方が、将来的な常習化を防ぐためのよいのではないかと考えています。

#### ◎委員長

万引き被害を考える会について、もっとこういうことをやればよいのではないかと御意見はありますか。

#### ○H（2）委員

万引き被害を考える会は、被害者の立場から見ても非常に重要ですばらしいと思います。少年の中には、他者への想像力が欠如していて、安易に万引きをしてしまうというケースが多いと思いますので、被害者の視点から想像力を喚起するということは非常に重要なことだと思います。

また、先ほど申し上げたように、本人がやめたくても、将来やめられなくなるような恐ろしい常習化のリスクもあって、本人が軽く考えていても自分自身の人生も台なしにしてしまいかねないということを講義の中に入れると、第三者に対する想像力ということだけではなく、自分自身の将来に密接に関連する問題として捉える機会になるのではないかなと思います。

#### ○B（3）委員

先ほどH（2）委員が発言されたことは、私としても重要な視点だと思っていて、自分にとってどのような影響が生じ得るのかという点も、少年のときにしっかりと理解してもらうのが非常に大事だと思います。裁判所としてはなかなか難しいかもしれませんが、実際に万引きを繰り返してしまったり失敗してしまった人の声を集めて、こういうことになってしまうという視点も理解してもらおうと、万引きをしてし

まうことの大きな不利益、自分にとっても人生が台なしになってしまうということ  
を理解してもらえないのではないかと思います。

#### ○ I (1) 委員

いろいろとやっておられる中で、なかなか私が思い付くような点がないのですが、  
多様な対応をしていくことがこれから求められてくるのだらうと思います。その中  
でいろいろな事件、状況があると思いますので、専門的なカウンセリングという場  
面をもっともっと増やすことが必要になってくるのではないかと考えました。

#### ○ C (1) 委員

現状を知らなかったのですが、全国での窃盗事件における万引きの割合が約 4 4  
パーセントで、岡山においては約 6 1 パーセントと、岡山がかなり突出しているの  
はどうしてだらうと思いました。また、いわゆるゲストスピーカー、被害に遭った  
人たちが保護者や少年の前で話をするというのは、少年の心に響くだらうと思いま  
した。被害に遭ったお店の人たちのどういう被害にあったのかという話が、具体的  
になればなるほど訴える力は大きく、こういうことは繰り返すこと以外にこうすれ  
ばよいというものはないのではないかと思います。被害に遭われた人たちも腹立た  
しいし、大切な時間を割いてということになるのかもしれませんが、そういったゲ  
ストスピーカーの人たちから話を聞く機会を持たれているというのはすばらしいと  
思います。それから先ほども発言がありましたが、専門的なカウンセリングという  
方法もあるかもしれません。大変でしょうが、そういう機会も持って続けられるの  
が一番よいのだらうと思いました。

#### ◎委員長

現在行っている万引き被害を考える会はよいのではないかというお話ですが、こ  
れを更にグレードアップする方法は何かありますでしょうか。

## ○A（2）委員

少年事件を担当した感想としては、家庭環境が悪い、例えば、貧困であったり、親の教育力が不足したりしているという事例がかなりあったように思うので、教育的措置に、保護者、親を巻き込んでいくという点で、何か工夫できないかということが1つあります。もう1つ考えていたのが、万引き被害を考える会において、非現実的かもしれませんが、小売店で少し働いてみてもらうということです。見学してもらうことでもよいのですが、どのように流通が成り立っていて、我々が便利な生活を送ることができるのかということを示しでも見てもらうことができればよいのではないかと考えました。

## ◎委員長

確かに、働いてみて、自分が万引き被害に遭えば、いろいろな考えが生まれるかもしれません。私も少年事件を担当していたことがあります。例えば、福祉施設等で働いて感謝されると、少年は、頼りにされたり、認められたり、ありがとうと言われたりという経験がないのですごく喜ぶのです。実体験というのは重要なのだろうとも思いますが、一方で、そういう場所を開拓することは課題だと思います。

このほかに何かあれば、御紹介いただきたいと思います。

## △オブザーバー

保護者に対する働き掛けについて、少し発言をさせていただきます。家族、保護者に対する働き掛けとしては、少年法25条の2において、保護者に対する措置が規定されており、これをもとに、調査官は、主に個別面接において保護者に働き掛ける努力などを行っていますので、その例を少し紹介させていただきます。

大体3つほどパターンがあると思っていますが、1つ目は、保護者に訓戒・指導をして、保護者としての自覚を促すという働き掛けをする場合です。具体的な

例としては、少年が無免許なのに、求めに応じて、例えばバイクを買い与えるという保護者がいました。調査官が個別にきちんとバイクを処分した方がよいのではないのでしょうか、よく考えてください、と注意、指導しましたところ、その注意に従っていただいたという例もあります。

2番目の例として紹介させていただくと、子育てをしていると視野狭窄に陥る場合もあって、そういった保護者の方に、広い視点での情報提供を差し上げるという場合もあります。具体的な例としては、母子家庭で育っていた少年で、思春期を迎えて反抗的になって万引きをしたという少年でしたが、よく話を聞くと母親の注意の仕方に対する反発心が高まって、親に反抗してやろうという気持ちから万引きをしたという筋が読み取れるケースでした。そのケースでは、母親に対し、少年への注意の仕方について助言したところ、母親から、接し方を少し工夫しないといけませんねという気付きを示していただいたという例もあります。

また、少し深刻な例になりますが、いろいろな御苦勞を背負ってこられている保護者の方を調査面接の中でじっくりお話を伺う、それしかできない、それをせざるを得ないという例もあります。少年の犯した非行に困惑して自信を失って、調査官が何を助言しても反応が乏しいという保護者の方もいらっしゃいました。ある意味、聞くしかなく、じっくりと調査官の方で話を聞いていったわけですが、その中で保護者自身の生い立ち等を話してくださるという場面もありました。そうすると、少し我に返られて今のままではいけませんね、少年に対して肯定的に接する必要もあるのですね、と振り返られ、監護意欲を回復されるに至ったというケースもありました。

このように、保護者に対しても個別的な働き掛けを工夫していることを紹介させていただきました。

## ◎委員長

どのようなものでも結構ですが、御意見はありますか。

○B（3）委員

単純にパワーアップというよりも、万引き被害を考える会の開催数を年4回から増やす、あるいは臨時的に開催するという事は難しいのでしょうか。

△オブザーバー

年4回の実施回数を増やすこと自体は、条件を整えば可能かもしれませんが、実際に対象となる少年の人数等を踏まえ、現時点では年4回開催することとしています。

○B（3）委員

先ほど、タイミングの関係で万引き被害を考える会を受けることができない少年もいるということでしたが、それほど数は多くはないというイメージなのでしょうか。

△オブザーバー

万引き被害を考える会に参加することができない少年がたくさんいるということではなく、時々そういうケースもあるという程度です。

○B（3）委員

分かりました。

◎委員長

万引き被害を考える会の講師の方には、経済的な損失、時間的な損失、精神的な被害についてお話していただいておりますが、このほかに、このような視点もあるのではないかという意見はありますか。

#### ○G（1）委員

万引きについては、経済的な損失もありますが、特に少年事件の場合、実際に店頭にいる者の精神的なショック、衝撃であるとか、警察への報告及び対応のための時間的、作業的な労力の負担が一番大きく、金銭的な部分というよりも手間が掛かるということも大きいと思います。先ほど、加害者となった方に働いてもらったらいいのではないかと、というお話もありましたが、ふだんどのようにして商品が並んで、どのように売っているのかということ、万引き被害を考える会の中で少し紹介していただいている部分がありましたので、可能なのは、今説明されている範囲なのだろうと思います。

改めて、このような視点が欠けているとか、加えてほしいということは、すぐには思い浮かばないのですが、先ほど発言に出たカウンセリングであるとか、背景を探りながら対処していくということが一番効果的なのではないかと思えます。実際に被害に遭ったり、万引きの場面に接したりする者としては、一番感じるところです。きっかけという面で言うと、仲間の中でいじめに遭って万引きをしろと言われて万引きをさせられ、そのようなきっかけで何度か捕まった人もいるなど、様々な要因を背景に、最初のきっかけがあると思うので、ひどくならないうちに、きっかけとなる要因を何とか潰していくというのが一番近道なのではないかと感じます。

#### ○E（4）委員

万引き事案を担当することがあり、全部が全部というわけではないのですが、比較的能力の高い少年がなぜか万引きをしてしまうというケースが少なくありません。例えば、万引きをした結果、大学の受験自体ができなくなってしまうかもしれませんし、大学に在籍していたとしても停学や退学という処分を受けることもあり、自分も損をしてしまうということは私たちから見ると明らかだと思いますが、少年がこの点を本当に理解できているのか不安になることもあります。最終的には、調査

官が調査をしたり、裁判官が審判においてその辺りを確認したりすることになりますが、被害者の方々のお話をしたり、聞かせたり、あるいは、福祉施設で職業体験をして成功体験を積ませるといった機会を設ければ、万引きを止めることができるきっかけになるかと思います。

本日、少年本人が損をしてしまう、あるいは、被害者に迷惑を与えてしまうといった点をより深く本人に理解させることが重要だという視点をいただきましたので、改めて今後に活かしていきたいと思いました。

◎委員長

ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

それでは、本日の意見交換は以上とさせていただきます。皆様からいただいた意見を今後のより効果的な教育的な働き掛けに活かしていきたいと考えております。

(以上)